

様式第5号

置戸町許可第97号

一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可証

令和 4年 8月 1日

住 所 北見市常盤町1丁目3番12号

氏 名 北見環境事業協同組合

代表理事 久 島 和 俊 様

置戸町長 深川 正美



令和4年7月26日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（第6項）の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地及び名称	北見市上仁頃525番1 北見環境事業協同組合上仁頃事業所	
事業の範囲	事業の内容	木くずの破砕処理及び木くず、すき取り物の埋立処分
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず、すき取り物
	事業の区域	置戸町全域
許可期間	令和 4年 9月 5日 から 令和 6年 9月 4日 まで	
許可条件		

※変更事項

変更年月日	変更事項	町長印
令和5年5月29日	代名(法人にあっては、名称及び代表者) 変更前:北見環境事業協同組合代表理事久島和俊 変更後:北見環境事業協同組合代表理事五十嵐晋	

※ 関係法令及び置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること